

民生

1	社 会 福 祉	65
2	生 活 保 護	67
3	兒 童・母 子 福 祉	69
4	身 体 障 害 者 福 祉	74
5	精 神 薄 弱 者 福 祉	76
6	老 人 福 祉	78
7	同 和 对 策 事 業	84
8	医 療 費 助 成 制 度	88
9	失 業 对 策 事 業	89
10	国 民 健 康 保 險	91
11	国 民 年 金	93
12	戶 籍・住 民	94
13	住 民 組 織	96
14	住 居 表 示 整 備 事 業 实 施 状 况	97
15	交 通 安 全 对 策	98

1 社 会 福 祉

(1) 民 生 委 員

ア 地区別民生委員数 (定数534人)

(昭52.4.1現在)

地区 性別	東 部	西 部	南 部	北 部	中 部	計
男	110	75	32	45	30	292
女	89	49	8	60	27	233
計	199	124	40	105	57	525

イ 民生委員推せん制度

民生委員推せん準備会

(下部組織)

- 推せん会の下部組織として、小学校の区域ごとに熊本市民生委員推せん準備会をおく
- 準備会は民生委員候補者の下調べを行い、推せん会にその結果を内申する

(準備会委員)

- 準備会は委員9人以内をもって組織する
- 委員は小学校の区域内に住所を有し、市議会議員の選挙権を有するものの中から推せん会委員長が委嘱する校区社協 校区婦人会 校区民生委員 校区自治会 校区PTA 校区保護司 校区老人クラブ 校区未亡人会 校区公民館各代表

民生委員推せん会

各校区より内申された候補者を、民生委員法第8条による委員構成により、民生委員推せん会によって推せんする

ウ 処 遇

民生児童委員報償金

総務 年額32,000円 委員 年額27,000円 (このほか各委員に27,000円県より支出)

市電・市バス乗車券(全線バス)3,000円相当

民生委員協議会運営交付金 年額2,136円

特別旅費(大会等出席旅費) 年額145千円

(2) 社会福祉団体一覧

(昭52.4.1現在)

名 称	代 表 者	所 在 地	設 置 目 的
法人 熊本市社会福祉協議会	星子 敏雄	南千反畑町10-1	熊本市における社会福祉事業の能率的運営と組織活動を促進し、もって市民の福祉の増進を図る
熊本市未亡人会	板倉 アキノ	新屋敷1-15-7	未亡人母子の相互福祉の対策を考究し、その具体的実践により自立更生に努め生活の安定を図る
熊本市老人クラブ	渡辺 幸義	水道町6-15	老人の福祉増進を図る
熊本市遺族連合会	平木 清人	紺屋町2-8-1	遺族の団結、相互扶助、更生慰安を図り平和日本の隆盛に貢献する
熊本市英霊顕彰会	沢田 一精	手取本町8-3 福祉会館内	英霊の顕彰と遺族の福祉増進を図る
熊本市傷痍軍人会	川嶋 武正	紺屋今町46	戦傷病者の福利増進を図る
熊本市原爆被爆者の会	内田 幸吉	南千反畑町9-16	被爆者の相互扶助と福利増進を図る
熊本地区保護司会	免出 碩	本荘5-15-12	更生保護事業として、非行犯罪のあった者の更生を助長するため指導監督、補導援護を行って一般社会への復帰を計り、再犯を防止して社会を保護し、もって個人及び公共の福祉を増進するため犯罪予防活動を行うことを目的とする
熊本BBS会	三宅新一郎	本荘5-15-12	奉仕と友愛の精神をもって日常、非行少年のよき友達を志すBBS会員の質の向上と会員相互の連絡を図る
原水爆禁止国民会議熊本県協議会	岡 武六	九品寺1-17-9	あらゆる国の核実験に反対することを目的とする
核兵器禁止平和建設熊本県民会議	沢田 一精	新屋敷2-2-22	人類を滅亡する核兵器の製造中止を図る
熊本県共同募金会 熊本市支会	坂梨 日露	手取本町1-1	共同募金の推進を図る
日本赤十字社熊本県支部熊本市地区	星子 敏雄	手取本町1-1	日赤社会募集運動の推進及び災害救護活動をはじめ赤十字事業の推進を図る
原水爆禁止熊本県協議会	豊原健次郎	九品寺1-17-9	核兵器の全面禁止及び被爆者救援を図る
熊飽肢体不自由児父母の会	福井 健児	坪井4-5-15	熊本市地区の肢体不自由児の福祉増進を図る
熊本市精神薄弱者育成会	阿部 次郎	紺屋今町46	熊本市の精神薄弱者(児)の社会人としての育成を図る
熊本市身体障害者福祉協会連合会	鎌田 大造	黒髪5-6-16	組織強化並びに親睦・生活向上自立更生・社会復帰の援助を図る

2 生活保護

(1) 保護状況

区分 \ 年度		47	48	49	50	51
生活扶助	世帯	3,662	3,779	3,721	3,753	3,711
	人員	7,737	7,683	7,393	7,428	7,353
	金額(千円)	770,197	955,446	1,289,905	1,508,400	1,593,801
住宅扶助	世帯	2,772	2,854	2,855	2,872	2,873
	人員	5,874	5,823	5,614	5,604	5,655
	金額(千円)	123,686	142,262	160,208	186,200	213,691
教育扶助	世帯	873	834	778	766	783
	人員	1,489	1,394	1,298	1,287	1,309
	金額(千円)	28,361	33,353	39,309	47,258	50,936
医療扶助	世帯	4,441	4,476	4,393	4,395	4,416
	人員	5,825	5,870	5,841	5,962	6,170
	金額(千円)	2,013,614	2,255,246	3,071,301	3,414,281	3,783,568
出産扶助	世帯	0.4	1.1	0	1.3	1.1
	人員	0.4	1.1	0	1.3	1.1
	金額(千円)	49	158	152	410	200
生業扶助	世帯	25	10.6	3.9	8.3	9.3
	人員	30	10.6	3.9	8.3	9.3
	金額(千円)	3,245	2,169	1,745	1,826	2,239
葬祭扶助	世帯	13	11.4	7	12.8	11.8
	人員	13	11.4	7	12.8	11.8
	金額(千円)	3,313	3,387	3,112	4,870	6,469
保護施設事務費(千円)		15,685	212,18	292,40	38,782	44,125
実数	世帯	5,165	5,164	5,102	5,103	5,020
	人員	9,396	9,207	8,899	8,888	8,791
	金額(千円)	2,958,150	3,413,239	4,594,972	5,202,027	5,695,031

(注) 世帯及び人員は月平均、金額は年度総計を示す

(2) 保護率の推移 (年度平均)

区分 \ 年度		47	48	49	50	51
市		20.92 ‰	20.47 ‰	18.72 ‰	18.23 ‰	17.73 ‰
県		24.93	25.49	21.83	20.84	19.40

(3) 保護措置状況

年度 区分	47	48	49	50	51
申請件数	1,656	1,349	1,283	1,193	998
開始件数	1,388	1,143	1,058	991	866
却下件数	272	192	185	160	112
廃止件数	1,495	1,160	1,094	1,002	904

(4) 世帯の労働力類型別被保護世帯

(昭和51年度月平均)

区分	就 業 別		構 成 比
	内 訳	世 帯	
世帯主が働いている世帯	常用勤労者	238	4.7 %
	日雇労務者	205	4.1
	内 職 者	74	1.5
	その他の就業者	164	3.3
世帯主は働いていないが世帯員が働いている世帯		338	6.7
働いている者のいない世帯		4,001	79.7
合 計		5,020	100

(5) 生活保護施設

(昭52.4.1現在)

種 別	施 設 名	経営主体	施設代表者	所 在 地	許可年月	定 員
救 護	銀 杏 寮	社会福祉法人	渡 辺 源 作	春日5-17-36	昭35.12	60
授 産	友 愛 授 産 場	"	本 山 一 人	壺川2-1-57	昭28.12	40
医療保護	イエズス聖心病院	"	マリ・アンネット・ベリュベ	上林町3-56	昭27.4	96

3 児童・母子福祉

(1) 保育所措置状況

年度	公私立別	申請件数	要措置件数	措置件数	措置率(%)	未措置件数
48	公立	1,403	1,356	1,194	88.0	162
	私立	5,298	5,107	4,378	85.7	729
	計	6,701	6,463	5,572	86.2	891
49	公立	1,368	1,347	1,189	88.3	158
	私立	5,432	5,288	4,523	85.5	765
	計	6,800	6,635	5,712	86.1	923
50	公立	1,443	1,414	1,258	88.9	156
	私立	5,320	5,169	4,718	91.2	451
	計	6,763	6,583	5,976	91.1	607
51	公立	1,525	1,466	1,329	90.7	137
	私立	5,823	5,527	5,127	92.8	400
	計	7,348	6,993	6,456	92.3	537
52	公立	1,631	1,621	1,309	80.8	312
	私立	6,878	6,724	5,507	81.9	1,217
	計	8,509	8,345	6,816	81.6	1,529

(2) 階層別保育所措置状況

階層別 区分	A	B	C											
			1		2		3		1		2		3	
			基準	半額	基準	半額	基準	半額	基準	半額	基準	半額	基準	半額
公立	39	282	91	26	114	36	82	30	36	9	96	20	83	15
私立	166	1,159	472	165	626	181	288	75	172	40	372	80	310	67
計	205	1,441	563	191	740	217	370	105	208	49	468	100	393	82

(昭 52. 4. 1 現在)

D												計
4		5		6		7		8		9		
基準	半額	基準	半額	基準	半額	基準	半額	基準	半額	基準	半額	
116	23	46	10	34	7	24	4	26	3	50	7	1,309
437	106	241	49	138	34	94	19	64	12	125	15	5,507
553	129	287	59	172	41	118	23	90	15	175	22	6,816

(3) 保育料徴収基準額

(昭52.4.1現在)¹⁾

階層区分	世帯の階層区分の定義			徴収金基準額		
				3才未満児	3才児	4才以上児
A	生活保護法による被保護世帯（含単給世帯）			0円	0円	0円
B	A階層を除き前年度分の市町村民税非課税世帯			0	0	0
C	Aを得除税層 き非及前課 税年税 B分世帯 の階層所	1	前年度分の市町村民税のうちの均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）	3,050 (1,520)	2,600 (1,300)	2,600 (1,300)
		2	前年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が5,000円未満である世帯	4,150 (2,070)	3,700 (1,850)	3,700 (1,850)
		3	前年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が5,000円以上である世帯	4,750 (2,370)	4,300 (2,150)	4,300 (2,150)
D	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯	1	前年分の所得税課税額が3,000円未満である世帯	5,700 (2,850)	5,250 (2,620)	5,250 (2,620)
		2	前年分の所得税課税額が3,000円以上15,000円未満である世帯	8,100 (4,050)	7,650 (3,820)	7,650 (3,820)
		3	前年分の所得税課税額が15,000円以上30,000円未満である世帯	8,300 (4,150)	7,850 (3,920)	7,850 (3,920)
		4	前年分の所得税課税額が30,000円以上60,000円未満である世帯	10,550 (5,270)	10,100 (5,050)	10,100 (5,050)
		5	前年分の所得税課税額が60,000円以上90,000円未満である世帯	14,600 (7,300)	14,150 (7,070)	12,090 (6,040)
		6	前年分の所得税課税額が90,000円以上120,000円未満である世帯	20,700 (10,350)	14,740 (7,370)	12,090 (6,040)
		7	前年分の所得税課税額が120,000円以上150,000円未満である世帯	34,400 (17,200) (23,830)	14,740 (7,370)	12,090 (6,040)
		8	前年分の所得税課税額が150,000円以上180,000円未満である世帯	35,330 (17,660) (24,760)	14,740 (7,370)	12,090 (6,040)
		9	前年分の所得税課税額が180,000円以上である世帯	35,330 (17,660) (24,760)	14,740 (7,370)	12,090 (6,040)

備考

- ① 徴収金基準額中()内の数値は、同一世帯から2人以上の児童が入所している場合、その2人目以降の児童に適用される額

ただし、D階層の7、8、9の徴収金基準額欄の数値の適用は、次に規定するところによる

()内上段の数値 3才未満児が2人以上入所している場合、その2人目以降に適用される額

()内下段の数値 3才未満児と3才以上児とが入所している場合、3才未満児に適用される額

- ② 本表の規定にかかわらず、C階層又はD階層の1に属する世帯で、固定資産税の額が4,000円以上であるものの階層は、下表の左欄に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる階層とする

徴収金基準額表の定義における階層及びその固定資産税額による区分	認定する階層
C階層の第1階層に属し、前年度分の固定資産税額が4,000円以上である世帯	C階層の2
C階層の第2階層に属し、前年度分の固定資産税額が6,000円以上である世帯	C階層の3
C階層の第3階層に属し、前年度分の固定資産税額が8,000円以上である世帯	D階層の1
D階層の第1階層に属し、前年度分の固定資産税額が10,000円以上である世帯	D階層の2

(4) 助 成

ア 助成金支出状況（昭和52年度予算）

熊本市保育所連盟助成金

年額 2,000,000円

私立保育所補助金

年額 3,055,600円

私立保育所補助基準（51年度実績）

定 員	3才児以上	3才未満児	0才児
60以下	360円	840円	1,680円
61～90	290	770	1,540
91～120	260	740	1,480
121～150	240	720	1,440
151以上	230	710	1,420

イ 保育所建設費補助金

補助金の額は、社会福祉施設等施設整備費及び設備整備費の国庫補助（負担）基準により算出した額から、当該法人が国、県又はその他の補助機関から交付を受けた補助金等の額を控除した額に、次表に定める補助率を乗じて得た額とする。

補 助 率			
新 築 等		増 改 築	
市長が措置権者である場合	そ の 他	市長が措置権者である場合	そ の 他
4分の1	—	4分の1	—

年額 1,957,500円

ウ 無認可保育所助成（昭和51年12月1日開始）

助成内容 園児賠償責任保険料、職員研修費、遊具貸与

助成状況 18カ所、1,168千円（昭和52年度予算）

(5) 児童扶養手当

（昭52.4.1現在）

ア 児童扶養手当受給世帯数

区 分	離婚世帯	死別世帯	未婚母子世帯	疾病者世帯	遺棄世帯	その他の世帯	計
世 帯	1,191	202	257	122	249	8	2,029

（注）月額 1人 17,600円

イ 特別児童扶養手当受給世帯数

区 分	1級障害児	2級障害児	計
世 帯	343	40	383

（注）月額 1人……
 1級 20,300円
 2級 13,500円

(6) 施 設

（昭52.4.1現在）

ア 助産・母子寮

種 別	施 設 名	経営主体	施設代表者	所 在 地	認可年月	定 員
助産	熊本産院	熊本市	星子 敏雄	本山町427	昭25.7	20(床)
母子寮	熊本市立母子寮	〃	〃	大江6-1-50	〃26.8	18(世)
〃	友愛会 〃	社会福祉法人	佐藤 義昭	壺川2-1-57	〃23.10	20(世)

イ 乳児院

施設名	経営主体	施設代表者	所在地	認可年月	定員
熊本乳児院	社会福祉法人	続 英 喜	本荘2-3-8	昭22.12	30
慈愛園乳児ホーム	〃	潮谷 総一郎	神水1-14-1	〃25.4	15

ウ 養護施設

琵琶崎聖母愛児園	社会福祉法人	三 浦 糸 子	島崎町島崎837	昭23.5	70
慈愛園子供ホーム	〃	潮谷 総一郎	神水1-14-1	〃23.5	90
菊 水 学 園	〃	松 本 孝 治	大江町渡鹿1768	〃25.10	80
天 使 園	〃	岩 永 茂 子	大江町渡鹿928	〃23.11	70
藤 崎 台 童 園	〃	平 野 松 枝	古京町3-5	〃24.3	70
竜 山 学 苑	〃	上 村 義 洵	龍田町上立田915	〃23.10	50

エ 精神薄弱児施設

愛 育 学 園	社会福祉法人	坂 本 次 人	清水町新地720	昭38.12	80
大 江 学 園	〃	塘 林 恭 介	大江町渡鹿30	〃40.6	90
仁愛ひかり園	〃	宍 戸 春 雄	薄場町295-7	〃45.11	(通園)30

オ 教護院

白 川 学 園	熊 本 県	小 澄 良 二	清水町打越476	明42.2	60
---------	-------	---------	----------	-------	----

カ 盲ろうあ児施設

熊本ライトハウス	社会福祉法人	山 口 拓 爾	新生町2丁目	昭28.7	60
----------	--------	---------	--------	-------	----

キ 婦人保護施設

熊本県婦人寮	熊 本 県	村 上 慧	南町9	昭33.8	30
--------	-------	-------	-----	-------	----

ク 保育所

(昭52.4.1現在)

公 立

施設名	定 員	職 員 数				所 在 地	施設名	定 員	職 員 数				所 在 地
		乳児 (再掲)	保育	その他	計				乳児 (再掲)	保育	その他	計	
本荘保育園	130		9	4	13	本荘6丁目	大江保育園	60		6	2	8	大江6丁目
寺原 〃	70		5	2	7	坪井5丁目	春日 〃	74		6	2	8	横手町
横手 〃	100	2	7	4	11	横手町	清水 〃	90		7	3	10	清水本町
白山 〃	90		6	2	8	白山2丁目	中島 〃	60		3	2	5	沖新町
京塚 〃	110		5	2	7	健軍町	幸田 〃	90	1	7	2	9	御幸苗田町
京町台 〃	90	3	5	3	8	池田1丁目	健軍 〃	90	1	6	2	8	健軍2丁目
城東 〃	90		4	2	6	水道町	水前寺 〃	90	1	7	2	9	水前寺公園
池上 〃	60		3	2	5	池上町	乳児 〃	60	9	15	4	19	水道町
小島 〃	70		3	2	5	小島下町	計17カ所	1,424	17	104	42	146	

私 立

施設名		定員数				所在地	施設名		定員数				所在地
		乳児 (再掲)	保母	その他	計				乳児 (再掲)	保母	その他	計	
白 羊 保 育 園	90	1	7	3	10	島崎3丁目	天使の園保育園	60	7	8	3	11	大江町渡鹿
黒髪幼愛園	200	3	15	4	19	黒髪2丁目	きよめ "	60	9	10	4	14	国府2丁目
愛光幼児園	60		6	3	9	新大江2丁目	はけみや "	60	1	6	3	9	清水町高平
城高保育園	60		6	2	8	城山大塘町	九品寺 "	90		7	3	10	九品寺5丁目
みのり "	60		5	3	8	本荘3丁目	画 図 "	60		7	3	10	画図町下江津
双 葉 "	90	5	8	4	12	本荘2丁目	二 岡 "	120		8	3	11	戸島町
城南幼愛園	90	2	7	3	10	春日町	広 福 "	60		5	3	8	長嶺町
のぞみ保育園	90		6	3	9	若葉2丁目	託麻小山 "	60	2	6	2	8	小山町
友愛会 "	60		6	3	9	壺川2丁目	供 合 "	114	2	8	3	11	上南部町
聖母幼愛園	120		8	4	12	南町	森 下 "	120	2	9	3	12	南高江町
ひかり幼児園	120	4	10	3	13	大江2丁目	第二桜ヶ丘 "	90	3	10	2	12	世安町
ひばり保育園	120	2	9	4	13	健軍町	本妙寺 "	90	3	7	2	9	花園4丁目
旭 "	150		11	3	14	近見町	帯 山 "	60		7	2	9	健軍町
かつば "	90		8	2	10	保田窪本町	大 光 "	60		5	3	8	画図町
マリア "	90		7	3	10	水前寺4丁目	くすの実 "	120		9	4	13	楠4丁目
報 徳 "	90	2	7	3	10	池田2丁目	千 草 "	90	2	8	3	11	萩原町
小 碩 "	90		6	3	9	新南部町	こずえ "	60	1	6	3	9	八島町
小 螢 "	60		5	3	8	花園6丁目	光 輪 "	60		6	3	9	秋津町沼山津
ひまわり "	60	1	6	3	9	新大江1丁目	つくし "	30	2	5	2	7	花園5丁目
秋 津 "	90		6	3	9	秋津町沼山津	エンゼル "	90	2	7	4	11	健軍町
若葉幼愛園	90		7	3	10	池上町	城 山 "	60		6	3	9	城山上代町
かおる保育園	90	2	8	3	11	中島町	やまびこ "	30	9	6	2	8	尾ノ上2丁目
有 明 "	60		6	3	9	小島下町	こまどり "	90		7	2	9	長嶺町
藤崎台 "	60		5	3	8	古京町	むつみ "	90		6	3	9	楠1丁目
城 北 "	120	2	11	3	14	清水町新地	第二森下 "	90		8	3	11	近見町
仁 愛 "	210	6	17	4	21	薄場町	さくらぎ "	60		6	3	9	花立3丁目
ぎんなん "	90		7	3	10	京塚本町	武蔵ヶ丘 "	90	4	9	3	12	武蔵ヶ丘1丁目
川 尻 "	90		8	3	11	川尻町	日 向 "	60		6	3	9	戸島町
つぼみ "	90	3	7	3	10	国府本町	御幸こばと "	90		6	3	9	御幸笹田町
シオン "	60	14	12	4	16	古城町	田 迎 "	60		5	3	8	田迎町良町
くるみ "	90	2	7	4	11	大江町渡鹿	さつきヶ丘 "	60	4	7	3	10	龍田町上立田
仁愛乳児園	90	19	16	3	19	春日4丁目	計 65カ所	5,534	122	490	196	686	
木の実保育園	90	1	7	3	10	西原2丁目	公私計82カ所	6,958	139	594	238	832	
杉の子 "	90		7	3	10	二本木4丁目							

(注) 公立、私立の定員中乳児(0才児)数は実数

ケ 季節保育所

年 度	保 育 期 間	設 置 数	収 容 人 員
48	春 期 5月25日～ 6月23日(30日間)	6	270
	秋 期 10月25日～11月24日(30 ")	6	300
49	春 期 5月25日～ 6月24日(30 ")	4	195
	秋 期 11月 1日～11月30日(30 ")	4	227
50	春 期 5月25日～ 6月23日(30 ")	1	25
	秋 期 10月25日～11月23日(29 ")	1	25
51	春 期 5月30日～ 6月28日(30 ")	1	16
	秋 期 11月 4日～12月 8日(30 ")	1	21

コ 東部児童館

所 在 地 熊本市健軍町4474番地(東部市民センター内)
 設置主体 熊本市
 開設年月日 昭和52年9月1日予定
 構 造 鉄筋2階建
 敷地面積 8,000㎡
 建物面積 273.23㎡(占用部分)
 着 工 昭51.9.24
 完 工 昭52.6.20
 建設費 4,500万円

4 身体障害者福祉

(1) 障害者の実態

(昭和51年度)

年齢・性別 障害別	18才未満			18才以上			計
	男	女	計	男	女	計	
視 覚 障 害	14	13	27	744	765	1,509	1,536
聴覚又は平衡機能障害	59	40	99	639	601	1,240	1,339
言語・機能障害	1	3	4	47	18	65	69
肢体不自由	149	119	268	3,186	1,634	4,820	5,088
内 部 疾 患	6	4	10	180	107	287	297
計	229	179	408	4,796	3,125	7,921	8,329

(2) 身体障害者福祉モデル都市

昭和50年5月モデル都市の指定を受け、各界の代表53名を「身体障害者福祉モデル都市推進協議会」の委員に委嘱し、9月23日第1回の協議会を開催した。

協議会に民間施設、公共施設、広報の三部会を設けて、各身障者団体の意見、要望をもとにして昭和50年度事業分として予算額3,500,000千円(国、県補助各1,000,000千円)昭和51年度事業分として予算額8,200,000千円(単費)で次の事業を行った。

項 目	内 容	実 施 状 況	
		昭 和 5 0 年 度	昭 和 5 1 年 度
道路交通安全施設の整備	歩道の段差除去	水道町・交通センター間ほか総延長2,840mにわたる歩道	—
	歩道盲人用カラーブロック、点字紙誘導帯の設置	830m	150m
	盲人用音響式信号機の設置	9カ所	—
	聴覚障害者用交通安全標識設置	—	20本
公共施設の構造設備の改造	市庁舎及び市民会館内身障者用施設改良工事	点字カラーブロックスロープ、自動ドア専用トイレを設置	—
	熊本城、陸上競技場、水辺動物園に身障者専用トイレの設置	—	3カ所
公共施設に車椅子の配備	市庁舎及び出先機関に配備	14カ所 42台	—
簡 易 入 浴 事 業	寝たきりの重度身障者のため中央老人福祉センター内に簡易入浴装置を設置し、車椅子を備えた搬送車により看護婦付添で送り迎えをする	簡易入浴装置 1カ所 搬送車 1台	
広 報 活 動	聴覚障害者が安心して他所を訪問できるようにカードとマークをつくり配布	「聴覚障害者カード」 「竜の子マーク」 } を配布	
	一般市民に対する普及啓もう	「市政だより」や各種会合を利用して広報を行うとともに各民間企業、行政期間や団体等に、施設設備の改善、接遇の改善等について協力方を依頼	

(3) 身体障害者更生援護状況

(昭和51年度)

区 分 障 害 別	取 扱 実 人 員	運賃割引証交付			相談・指導及び措置					手帳交付	
		国 鉄		自動車	補 装 具	職生 業活 及指 導	更 生 医 療	施 設 入 所	そ の 他	申 請	決 定
		単 独 用	介 護 用	単及介 護 独び用							
視 覚 障 害	706	185	299	96	54	2	—	4	—	66	66
聴 覚 障 害	693	261	236	66	65	7	—	0	—	58	58
言語・機能障害	31	6	4	2	—	18	—	0	—	1	1
肢体不自由	1,574	804	139	204	150	3	11	25	—	238	230
内 部 疾 患	72	—	—	—	—	1	29	0	—	42	40
計	3,076	1,256	678	368	269	31	40	29	—	405	395

(4) 身体障害者家庭奉仕員制度

(昭52.4.1現在)

奉 仕 員	派遣対象世帯	委 託 費 用	奉仕員報酬1人当月額
8	36	9,991 千円	79,000 円

(注) 昭和42年度より熊本市社会福祉協議会に委託実施

(5) 身体障害者相談 (昭和51年度)

相 談 員 12人
 相 談 件 数 800件
 委 託 料 月額 700円(県費)

(6) 心身障害者扶養共済制度

目 的

心身障害者の保護者が死亡又は廃疾となった後、残された心身障害者に年金を支給し、障害者の生活の安定と保護者のいなく不安を軽減しようとするものである。

心身障害者の範囲

精神薄弱者にあつては、知能指数75以下、身体障害者にあつては、障害の程度が1級から3級までの者及び精神又は身体に永続的な障害を有する者で、前述の者と同程度と認められる者。

加入者

心身障害者の保護者(心身障害者の配偶者、父母、兄弟姉妹、祖父母又はその他の親族で現に心身障害者を扶養しているもの。)であつて、原則として45才未満の者とする。

ただし、制度発足当初(昭和46年3月31日まで)に限り、65才未満とする。

保険料

年 齢 区 分	掛 金 月 額
35才未満の者	1,000 円
35才以上 45才未満の者	1,300
45才以上の者	1,500

給付金

加入者が死亡又は廃疾となったときは、心身障害者を扶養する者(年金管理者)に対し、毎月20,000円の年金を支給する。

加入後1年以上の者で、心身障害者が死亡したときは一時金として20,000円を支給する。

開始日 昭和45年4月1日

(7) 市民福祉特別手当

(昭52.4.1)

手当の種類	支給要件	金額(年額)	人員
重度心身障害児手当	障害等級1級2級・知能指数35以下の20才未満	6,000円	5
中度心身障害児手当	〃 3級4級 〃 50以下の 〃	3,000	3

(注) 障害福祉年金、福祉手当、特別児童扶養手当の受給者、施設入所中のものは除く

(8) 施 設

(昭和51年度)

種 別	施 設 名	経営主体	施設代表者	所 在 地	認可年月	定 員
肢体不自由者更生施設	熊本県身体障害者更生指導所	熊本県	吉田 実	大江町渡鹿843	昭28.9	入所60 通所10

5 精神薄弱者福祉

(1) 福祉相談室 (昭51.1.0.1設置、既設の精神薄弱者相談室を充実強化し、改称)

ア 業務の内容

家庭児童の養育指導に関すること

心身障害児(者)の療育、育成に関すること

婦人の生活福祉に関すること

その他の福祉相談に関すること

児童、心身障害児(者)及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的及び精神衛生上の総合的診断、判定を行うこと

イ 職員の配置

室 長	1 人	家庭相談員	2 人
(精神薄弱者福祉司・心理判定員を兼務)		婦人相談員	2 人
事 務 職 員	2 人	老人電話相談員	2 人
技師(看護婦)	1 人		
嘱 託 医	2 人(嘱託料1 人月額1 2,000 円)		
福祉訓練指導員	2 人		

ウ 利用状況(昭和51年度)

障害別区分

障害		性別	男	女	計
精神薄弱	軽 度		215	129	344
	中 度		255	181	436
	重 度		241	202	443
	最重度		76	66	142
	境界線		24	12	36
重症心身障害			26	13	39
性格行動問題			57	16	73
精神身体障害			42	20	62
そ の 他			79	36	115
計			1,015	675	1,690

年齢別区分

年齢	性別	男	女	計
0才～5才		311	176	487
6～12		276	148	424
13～15		59	26	85
16～20		87	88	175
21才以上		282	237	519
計		1,015	675	1,690

エ 措置指導状況

(昭和51年度)

性別	種別	在宅指導	教育措置	施設措置	職業職親委託	医療措置	その他	計
男		334	107	100	49	93	332	1,105
女		253	53	83	23	51	212	675
計		587	160	183	72	144	544	1,690

(2) 心身障害児(者)家庭奉仕員

(昭52.4.1現在)

奉仕員	派遣対象世帯	委託費用	奉仕員報酬1人当月額
6	30	7,493,760 千円	79,000 円

(注)昭和46年度より熊本市社会福祉協議会に委託実施

(3) 福祉訓練所

業務内容 精神薄弱者で、直ちに一般雇用関係に入ることが困難な条件を持つ者に対し、二の丸公園地域の美化作業を中心とした、個別指導及びグループ指導、レクリエーション等の集団指導を行い、自立の援助を図る

収容人員 20人

(4) 職親制度(昭52.4.1現在)

職親登録 18事業所
職親委託数 9人
委託料 1人月 4,000円

(5) 精神薄弱者相談 (昭52.4.1現在)

相談員 15人
相談件数 1ヵ月 37件(平均)
委託料 1人月 900円

(6) 更生施設入所状況

(昭52.4.1現在)

施設名	所在地	定員	本市の措置人員
もみの木園	長嶺町南出口1332-1	60	26
苔山寮	本渡市本町下河内680	90	19
つつじ丘学園	球磨郡須恵村4180-1	50	5
蓮の実園	福岡県八女郡上陽町大字上横山4000	80	2
清香園	下益城郡松橋町竹崎	40	3
なぎさ寮	牛深市深海町浅海5787	60	9
すみれ園	鹿本郡植木町田底70	60	10
南海寮	本渡市本町下河内1685-1	60	9
赤坂園	福岡県八女郡広川町大字一条1357	100	3

(7) 授産施設入所状況

(昭52.4.1現在)

施設名	所在地	定員	本市の措置人員
仁愛事業所	城山上代町2001	通所 30	23
仁愛和光学園	城山上代町1980	収容 40	9
健康荘	福岡県柳川市大字金納301-5	収容 60	1

6 老人福祉

(1) 老人数 (昭52.4.1現在推計)

区分	人数
65才~70才	14,459
71才以上	23,105
計	37,564

(2) 措置状況

(昭52.4.1現在)

区分	施設数(県内)	定員	本市の措置人員
養護老人ホーム	15	837	331
特別養護老人ホーム	12	1,102	195
計	27	1,939	526

(3) 老人健康診断実施状況

区分 \ 年度	47	48	49	50	51
対象人員	32,000	34,000	34,463	35,000	37,564
受診人員	10,537	4,345	4,876	5,043	8,302
受診率(%)	32.9	13.6	14.1	14.6	22.1
経費(円)	9,812,908	4,016,987	5,415,388	6,567,851	12,012,043

(注) 市医師会と委託契約の上最寄りの医療機関にて診査を実施

(4) 老人家庭奉仕員制度

(昭52.4.1現在)

奉仕員	派遣対象世帯	委託費用	奉仕員報酬1人当月額
23人	110	26,255千円	79,000円

(注) 昭和42年度より、熊本市社会福祉協議会に委託実施

(5) 老人クラブ助成状況

ア 老人クラブ活動助成金

区分 \ 年度	47	48	49	50	51
老人クラブ助成対象数	164	201	231	281	308
会員数	10,979	14,000	14,802	17,775	19,684
助成金支出額(円)	3,891,300	6,879,000	9,781,200	13,983,600	14,692,000

助成基準 30人以上が登録し、9カ月を超え、活動したクラブ(年度途中結成のクラブは6カ月以上)

助成金 月額4,500円

イ 老人クラブ結成助成金

金額 1クラブ当り 5,000円

件数 20件(昭和51年度)

(6) 施設

ア 老人福祉センター

中央老人福祉センター

所在地 熊本市南千反畑町10番地7号
 経営主体 熊本市(管理運営は市社会福祉協議会委託)
 開設年月日 昭和50年9月2日
 構造 鉄筋2階建
 敷地面積 541㎡
 建物面積 延496㎡
 建設費 51,435千円
 開館日時 午前9時～午後5時(休館日は毎週月曜日及び祝日)
 使用料 浴室使用料 20円
 定員 200人
 主な設備 機能回復訓練室等

東老人福祉センター

熊本市健軍町4798番地
 熊本市(管理運営は市社会福祉協議会に委託)
 昭和46年4月1日
 木造、瓦葺、平屋建
 330㎡
 延208.7㎡
 8,445千円
 午前9時～午後5時(休館日は毎週火曜日及び祝日)
 浴室使用料 20円
 100人
 集会娯楽室 1、図書室 1
 娯楽室 1、浴室 1

西老人福祉センター

所在地 熊本市小島上町字南4番地
 経営主体 熊本市(管理運営は市社会福祉協議会に委託)
 開設年月日 昭和49年7月10日
 構造 木造、平屋建
 敷地面積 3,400㎡
 建物面積 延252㎡
 建設費 25,875千円
 開館日時 午前9時～午後5時(休館日は毎週木曜日及び祝日)
 使用料 浴室使用料 20円
 定員 100人
 主な設備 集会室1、娯楽室1、談話室1
 図書室1、浴室男女各1
 事務室1、管理人室 2

南老人福祉センター

熊本市八幡町城の後1368番地1
 熊本市(管理運営は市社会福祉協議会に委託)
 昭和49年6月27日
 木造、平屋建
 410㎡
 延264㎡
 24,486千円
 午前9時～午後5時(休館日は毎週金曜日及び祝日)
 浴室使用料 20円
 100人
 集会室1、談話室1、娯楽室1
 図書室1、浴室男女各1
 事務室1、管理人室 2

北老人福祉センター

所在地 熊本市八景水谷1丁目2番6号
 経営主体 熊本市(管理運営は市社会福祉協議会に委託)
 開設年月日 昭和48年10月22日
 構造 鉄筋、平家建
 敷地面積 2,961㎡
 建物面積 延296㎡
 建設費 24,300千円
 開館日時 午前9時～午後5時(休館日は毎週水曜日及び祝日)
 使用料 浴室使用料 20円
 定員 100人
 主な設備 集会室1、娯楽室1、談話室1
 図書室1、浴室男女各1
 事務室1、管理人室 2

利用状況

(昭51年度)

区分 \ 施設名	中	央	東	西	南	北
利用者	44262		11,942	9,765	14,069	10,019
1日平均利用者	158		35	30	50	40
使用料収入(円)	467,100		205,060	192,800	213,200	165,420

イ 弘済寮

所 在 地 熊本市谷尾崎町1546番地

経 営 主 体 熊本市

開 設 年 月 昭和11年4月

種 別 養護老人ホーム

構 造 木造、瓦葺、平家建

敷地面積 10,222.014㎡

建物面積 延2,048.475㎡

定 員 146人

主 な 設 備 集会所、納骨慰霊塔、炊事室、医務室、静養室、浴室

措 置 状 況

区 別	性 別	男	女	計
熊 本 市 (市費)		31	56	87
熊 本 県 (県費)		3	1	4
計		34	57	91

ウ 老人憩の家

区 分	所 在 地	経営主体	開設年月	構 造	敷地面積 ㎡	建物面積 ㎡	建設費 千円	開館日時	使用料	定 員
龍 寿 荘	龍田町上立田	熊本市 (地元運 営委員会 に委託)	48.10	木造平屋	1,642	277.2	5,615	午前9時 午後5時	無 料	50
楠(団地集会所併設)	楠1丁目	"	48.10	"	—	42.5	0	"	"	30
新地(団地集会所併設)	清水町新地	"	48.10	"	—	42.5	0	"	"	30
城 山	城山半田町423-2	"	49.4	"	264	61.37	3,652	"	"	50
北水前寺集会所	水前寺3-11-27	"	49.7	木 造 2階建	1,322	496.8	3,426	"	"	40
黒髪老人憩の家	黒髪6-26-26	"	49.10	プレハブ 平 屋	100	33.88	3,000	"	"	30
城北 "	清水町麻生田 1729-1	"	49.10	"	324	58.32	4,500	"	"	30
清水 "	室園町17-24	"	50.1	"	200	58.32	4,500	"	"	30
花園 "	花園5-17-42	"	50.2	"	100	38.88	3,000	"	"	30
田 迎 "	田迎町出仲間532	"	50.2	"	528	38.88	3,000	"	"	30
尾ノ上 "	尾ノ上2-12-22	"	50.2	"	149	38.88	3,000	"	"	30
秋 津 "	秋津町沼山津 1387	"	50.3	木 造 平 屋	495	69.84	6,500	"	"	30
春 日 "	春日5-8-21	"	50.6	プレハブ 平 屋	85	39.29	3,000	"	"	30
春 竹 "	萩原町740-1	"	50.11	"	362	68.04	4,871	"	"	50
出 水 "	出水5丁目	"	51.4	"	125	38.88	3,250	"	"	30
油 出 集 会 所	長嶺町油出	"	51.5	"	125	38.88	3,250	"	"	30
川づる老人憩の家	大江町渡鹿	"	51.6	"	125	38.88	3,320	"	"	30
黒髪西 "	黒髪3-91	"	51.12	木 造 平 屋	693	39.74	2,885	"	"	30
長 嶺 "	長嶺町3224	"	52.8	"	102	42.0	3,000	"	"	30
高 平 台 "	津浦町23-47	"	52.10 予 定	"	157	54.5	(4,200)	"	"	50
日 吉 "	平田町564	"	"	"	2,970	69.3	(5,300)	"	"	50

エ その他の施設

種 別	施 設 名	経営主体	施設代表者	所 在 地	認可年月	定 員
養 護 老人ホーム	慈愛園老人ホーム	社会福祉法人	杉 村 春 三	神水1-14	23. 11	70
〃	聖母老人ホーム	〃	マリーボアセリエ	島崎6- 1-27	21. 11	70
〃	リデル・ライト 記念老人ホーム	〃	秋 山 稔 範	黒髪5-23- 1	26. 5	70
特 別 養 護 老人ホーム	パウラスホーム	〃	杉 村 春 三	神水1-14- 1	39. 7	87
養 護 老人ホーム	熊本めぐみの園	〃	坂 本 克 明	小山町1781	47. 2	70
特 別 養 護 老人ホーム	桜ヶ丘寿徳園	〃	藤 院 了 幸	小山町2493	49. 5	80

(7) 老人福祉手当

区 分	支 給 要 件	年 額	人 員 (見 込)	52年度予算
寝たきり老人手当	寝たきり状態3カ月以上65才以上70才未満	6,000円	10	60,000円
収容老人特別手当	老人ホームに入所している65才以上70才未満	6,000	10	60,000

(8) 敬老祝金 (昭和45年4月1日開始)

目 的 高齢者に対し、敬老祝金を支給し、敬老の意を表するとともに、その福祉の増進に寄与しようとするものである

受 給 資 格 88才以上であって、本市に居住している者

金 額 年額 5,000円

支 給 人 員 850人(昭和51年度)

(9) 老人居室整備資金融資 (昭和48年4月1日開始)

目 的 老人と同居する世帯に対し、老人の専用居室を増・改築するために必要な資金を貸し付けることにより、老人と家族との間の好ましい家族関係の維持・増進に寄与しようとするものである

貸付限度額 800,000円

貸 付 条 件 利率 3%

償 還 10年以内の元利均等月賦償還

貸付対象者 60才以上の老人と同居する者で市内に居住し、老人の専用室を増・改築しようとする者

52年度予算 貸付金 43,200千円(60件分)

(10) 老人福祉電話相談 (昭和48年4月1日開始)

目 的 一人暮らしの老人に福祉電話を貸与することにより、緊急時の連絡と安否の確認及び各種の相談を行い、在宅老人に対し各種サービスを提供する

電話貸与台数 98台(昭和52.3末現在)

貸付対象者 65才以上の老人で市内に居住し、一人暮らしで近所に介護者のいない者

52年度予算 3,264千円

(11) 移動浴槽車 (昭和47年11月開始)

目 的 浴槽を持たない単身で入浴困難な寝たきり老人及び重度の身体障害者等で、常時介護を要する者に対して、定期的に浴槽車を派遣して、無料で適切な入浴の奉仕を行うことにより福祉の増進を図る (熊本市社会福祉協議会へ委託)

車 両 移動浴槽車 1台
搬 送 車 1台
従 事 者 運 転 手 2人
奉 仕 員 2人
看 護 婦 1人

派遣件数 1件につき月2回派遣 80件(昭52.4.1現在)

52年度予算 5,505千円

(12) 電車・バス特別回数券交付事業 (昭和50年7月1日開始)

目 的 老人及び心身障害者の福祉増進のため、電車・バス特別回数券を交付する

対 象 者 70才以上の老人。ただし寝たきり及びそれに近い状態の人を除く

(心身障害者の場合は、障害等級1級～3級の人及び知能指数50以下の人。なお介護を要する場合は介護者を含む)

事 業 内 容 70才以上の老人に敬老優待証及び特別回数券を交付する

電車(市)、バス(市、産交、電鉄、熊本バス)に乗車する際、敬老優待証(心身障害者の場合は手帳)を提示することにより、特別回数券を使用できる

なお、交付する特別回数券は、希望する1社のもので、1,980円相当(心身障害者の場合は1,320円相当)

対 象 者 数 老人 23,100人 身障者 2,542人 精薄者 676人

52年度予算 3,800千円

(13) 一人暮らし老人訪問事業 (昭和50年7月1日開始)

目 的 一人暮らし老人を訪問し、声をかけて、その安否を確認し、あわせて乳酸菌飲料等を配布することによって老人の福祉の増進を図る

対 象 者 市内に居住する満65才以上の一人暮らし老人で、日常安否の確認をする者がいない者

事 業 内 容 市が委託する乳酸菌飲料等の販売業者の配達人が、一人暮らし老人を訪問し、安否の確認をし、あわせて乳酸菌飲料等を配布する。緊急事態が生じたときは、状況に応じて民生委員、福祉事務所、病院等へ連絡をする

対 象 者 数 1,400人

訪 問 回 数 週隔日3日

52年度予算 5,670千円

(14) 老人農園 (昭和51年度開始)

目 的 土に親しみながら老人の生きがいと健康増進をはかるために、市が無償で借り上げた遊休地を1人当たり10～15㎡程度貸与する

熊本市老人クラブ連合会に委託

対 象 者 60才以上の老人

農 園 数 4カ所を予定(1カ所当り 1,500㎡程度)

52年度予算 1,200千円

(15) 長 寿 の 里

熊本市花園町柿原自衛隊射撃場跡地に老人の心身の健康増進に資する各種老人福祉施設の機能的集団配置をはかるため、国、県などと協力して公園、住宅と一体となった緑豊かな明るい「長寿の里」(仮称)を建設する。

ア 長寿の里(仮称)全体計画

用地 10.7 ha	福祉施設	4 ha
	公 園	4 ha
	住 宅	2.7 ha

イ 養護老人ホーム建設 定員 150人

事業年度 昭和52年度～53年度(整地、設計委託、建設)

7 同 和 対 策 事 業

(1) 概 況

昭和40年8月、内閣総理大臣の諮問機関である同和対策審議会から、同和問題解決のための基本的方策について答申がなされ、これに基づき昭和44年7月「同和対策事業特別措置法」が制定施行された。

この法律では、歴史的、社会的理由によって生活環境等の安定向上が阻害されている地域(対象地域、すなわち同和地区)の住民の社会的、経済的地位の向上を不当に阻む諸要因を解消することを同和対策事業の目標としている。

同法施行に伴い、政府は関係各省庁に係る向う10年間の「同和対策長期計画」を策定し、以後同法に基づく各種の施策を総合的に推進している。

本市においても、同和対策審議会の答申の趣旨を十分尊重するとともに、同和対策事業特別措置法の精神にのっとり、同法施行以来、国及び県の施策動向に歩調を合わせながら、同和地区の実情及び地区住民の意向を尊重し、逐次同和対策事業をすすめてきた。

具体的には、戦災復興土地区画整理事業及び公共下水道整備事業等を実施し、地区の生活環境の改善整備に鋭意努力を払いながら、一方では特に昭和47年度から住宅改修資金貸付事業及び街灯設置事業など環境整備のための施策を、また、48年度からは同和地区の児童生徒に対する進路保障のため入園、入学支度金及び就職支度金など教育、就職を促進するための施策を実施している。

さらに、50年度からは、市民局に同和対策室が設置され、今後の同和対策事業の推進について、現在関係各部署と緊密な連携のもとに年次計画を作成し、地域住民の理解と協力を得ながら総合的に各種の施策を進めつつある。

今後特に、教育文化の向上、居住環境の整備、職業の安定向上のための施策を重点的に推進する計画である。

なお、昭和50年度には長年にわたる地区住民の要望であった隣保館の建設に着手、昭和51年5月開館し、地域住民の生活の安定向上及び同和問題の真の解決に資するためのコミュニケーションの拠点として大きな期待が寄せられている。

(2) 同和地区の概要

- ア 地区数 1地区
 イ 地区面積 11.90ha
 ウ 世帯数及び人口構造

区 分	世 帯 数	人口総数	性 別 人 口		年 齢		
			男	女	0～5	6～14	15～19
地 区 全 体	694	1,858	887	971	134	184	147
うち同和関係	446	1,308	610	698	93	134	106

別 人 口				
20～34	35～44	45～59	60～64	65 以上
495	287	377	57	177
304	197	288	45	141

エ 混住率 70.4%

オ 生活保護状況

区 分	被保護人員	保 護 率
市 全 体	8,839	18.4 ‰
地 区 全 体	163	87.7
うち同和関係	141	107.8

カ 所得階層分布

区 分	世 帯 数	構 成 比
生活保護被保護世帯	84	12.1 %
住民税非課税世帯	196	28.2
住民税均等割課税世帯	158	22.7
住民税所得割課税世帯	256	37.0

(注) 総理府が実施した昭和50年6月1日現在全国同和地区調査による
 (当市は昭和50年8月1日現在調査)

(3) 同和対策事業の概要

項 目	事 業 名	事業開始年度	事業費 昭和52年度	担 当 部 局
			千円	
教育をすすめるための施策	適正就学の促進	48	17,918	教育委員会事務局
	クレベリン検査等	"		
	教職員の研修	"		
	入園入学支度金（幼稚園及び小、中学校並びに高校、大学）	(大学 51)		
	社会同和教育	48		
	健康増進体力向上	"		
	青少年教育	51		
	子供勉強会（小学生及び中学生）	"		
	奨学金（高校及び大学）	"		
居住環境の整備促進のための施策	街灯設置	47	588,916	福祉部
	住宅改修資金の貸付	"		土木部
	地区道路の舗装	51		下水道部
	水洗便所改造	52		計画部
	児童公園整備	"		消防局
	消防施設充実	"		管理部
	公営住宅建設	"		
社会福祉の向上及び健康増進のための対策	隣保館の運営	50	101,891	同和対策室
	保育所入所支度金	"		福祉部
	高齢者厚生給付金	51		
	葬祭援護金	"		
	心身障害者援護給付金	"		
	新生児出産祝金	"		衛生部
	そ族昆虫の駆除	"		
	トラホーム予防特別対策	"		
	結核、がん検診	"		
	保健相談	52		
	乳児栄養強化	"		福祉部
	児童館建設	"		
職業の安定向上のための施策	自動車運転免許委託料	50	1,584	商工部
	職業訓練校入校支度金	51		教育委員会事務局
	中学校卒業就職支度金	48		
	高校卒業就職支度金	51		
	中高年令者就職支度金	52		商工部
	職業訓練受講奨励金	"		
中小企業の経営をよくするための施策	中小企業安定資金融資利子補給	48	11,212	商工部
	中小企業経営指導	51		
その他総合的な施策	市職員研修	50	1,718	職員部
	同和対策事業の推進と調整	"		同和対策室
合 計			72,320.9	

(4) 隣 保 館

隣保館は、基本的人権尊重の精神及び同和対策審議会の答申の趣旨にかんがみ、同和対策対象地域住民及びその近隣地域住民に対する理解と信頼のもとに、地域住民に対して生活上の各種相談事業をはじめ社会福祉、保健衛生等に関する事業を総合的に行うとともに、国民的課題としての同和問題に対する理解を深めるための活動を行い、もって同和行政の第一線機関として位置づけられるとともに、地域住民の生活の社会的、経済的、文化的な改善向上及び同和問題のすみやかな解決を図るための、コミュニティセンターとして活動することを目的とする。

所 在 地 熊本市本荘4丁目6番6号

設 置 主 体 熊本市

開 設 年 月 日 昭和51年5月1日

構 造 鉄筋コンクリート2階建(冷暖房設備付)

敷 地 面 積 639.32㎡

建 物 面 積 660㎡

1 階 278㎡

2 階 382㎡

建設総事業費 115,209,505円

用地費 29,008,505円

工事費 80,550,000円

その他の経費 5,651,000円

規 模

1 階			2 階		
区 分	床 面 積	収 容 人 員	区 分	床 面 積	収 容 人 員
生活改善室	44.1 ㎡	30	集会室	181.3 ㎡	150
教養娯楽室	53.1	30	会議室	76.9	50
事務室	27.0		学習室	20.2	20
相談室	23.7		保健衛生室	19.3	
その他	130.1		その他	84.3	
計	278.0		計	382.0	

隣保館利用状況

(昭和51.5.1～昭和52.3.31)

事業名	月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
勉 強 会	小学生	119	420	297	88	167	232	247	192	179	205	156	2,302
	中学生			70	88	79	165	183	104	78	107	140	1,014
計 (A)		119	420	367	176	246	397	430	296	257	312	296	3,316
着 付 講 座						130	127	109	101	57	69	45	638
生 花 "					10	73	71	65	58	39	53	41	410
手 芸 "						57	50	58	68	27	30	52	342
茶 道 "						25	27	22	13	7	10	10	114
民 踊 "						30	38	41	21	22	24	25	201
料 理 "									27	8		43	78
レクリエーション "					115	108	81	71	47	23	48	28	521
計 (B)		0	0	0	125	423	394	366	335	183	234	244	2,304
福祉・職業・経営相談			12	2	4	4	2	1	0	1	1	0	27
保健衛生相談事業				7	1	70	10	49	12	19	12	23	203
説明会・研修会等その他の事業		378	448	1,008	1,616	488	801	1,188	712	418	406	1,212	8,675
計 (C)		378	460	1,017	1,621	562	813	1,238	724	438	419	1,235	8,905
果 計 (A) + (B) + (C)		497	880	1,384	1,922	1,231	1,604	2,034	1,355	878	965	1,775	14,525

8 医療費助成制度

(1) 老人医療（昭和48年1月1日、国により実施）

対象者 本市に居住する70才以上の者
 受給資格者 国民健康保険の被保険者または社会保険の被扶養者で、所得制限以下の者
 所得制限

扶養親族 の数	本人の限度額	扶養義務者の所得 配偶者制限
0人	700,000 円	5,733,000 円
1人	920,000	5,982,000
1人増すごとに	260,000	213,000

実施状況 件数 279,103件
 経費 1,666,812千円 （昭和51年度）

(2) 寝たきり老人医療費助成 （昭和48年4月1日、市により実施、ただし昭和48年10月から国により実施）

対象者 本市に居住する65才以上70才未満の寝たきり老人
 受給資格者 国民健康保険の被保険者または社会保険の被扶養者で、所得制限以下の者（身体障害が1.2.3級以上程度の者）
 所得制限 上記(1)に同じ
 実施状況 件数 } 上記(1)に含む
 経費 }

(3) 重度心身障害児医療費助成 （昭和48年4月1日、市により実施）

対象者 20才未満の障害児（身体障害程度が1級、2級の者、知能指数35以下の精神薄弱児）
 受給資格者 本市の住民基本台帳に記録され、現に居住している障害児の養育者
 所得制限 なし
 実施状況 件数 2,274件
 経費 6,429千円 （昭和51年度）

(4) 乳児医療費助成 （昭和48年4月1日、市により実施）

対象者 乳児
 受給資格者 本市の住民基本台帳に記録されている者で、現に居住している乳児の属する世帯の扶養義務者で生計を維持する者
 所得制限 なし
 実施状況 件数 77,758件
 経費 121,868千円 （昭和51年度）

9 失業対策事業

(1) 紹介対象者

ア 紹介対象者数

区分		年度	47	48	49	50	51
適格者数	男		450	443	425	415	404
	女		591	586	576	571	561
	計		1,041	1,029	1,001	986	965

イ 対象者の動向

区分 年度	年度当初 適格者数	年度末 適格者数	減少者内訳					計
			就職	自営業	移管	死亡	その他	
47	1,041	1,029	0	6	0	4	2	12
48	1,029	1,001	1	9	0	17	1	28
49	1,001	986	0	5	1	10	失格 転入 23	15
50	986	965	0	14	0	6	1	21
51	965	935	0	16	0	14	0	30

(注) 各年度における人員の年度当初と年度末との差引数と減少人員との差は、移管、転入者等による増員分である

ウ 就労者の年齢別人員

(昭52.4.1現在)

性別		年齢	35~39	40~44	45~49	50~54	55~59	60~64	65~69	70以上	計	平均年齢
男	人員		0	5	21	43	48	80	82	105	384	63.6
	比率%			1.3	5.5	11.2	12.5	20.8	21.4	27.3	41.1	
女	人員		0	5	9	44	123	149	144	77	551	62.4
	比率%			0.9	1.6	8.0	22.3	27.1	26.1	14.0	58.9	
計	人員		0	10	30	87	171	229	226	182	935	62.9
	比率%			1.1	3.2	9.3	18.3	24.5	24.2	19.4	100	

(2) 賃金・見舞金

ア 賃金

(昭52.4.1現在)

甲事業賃金表

賃金	作業区分	イ	ロ	ハ	摘要
時間給		413	396	353	紹介対象者数 464人
日額		2,482	2,376	2,118	留保者数 21人
該当者数		50	412	23	在籍者数 485人

(注) ○甲事業賃金該当者は高齢または体力等の低い者

○作業区分「イ」作業管理員の補助作業、汚水、悪臭等による不快度の高い作業及び体力を要する作業

「ロ」ア及びウ以外の作業

「ハ」高齢等のため体力等が著しく低い者の従事する軽易な作業

乙事業賃金表

賃金 作業区分及び 能率区分	A		B		C	摘 要
	1	2	1	2		
時 間 給	485	418	380	371	361	紹介対象者 423 人
日 額	3,396	2,929	2,663	2,597	2,527	留 保 者 27 人
該 当 者 数	0	40	3,09	37	64	在 籍 者 数 450 人

(注)○乙事業賃金該当者は甲事業賃金該当者以外の者

○作業区分 「A」高度の体力を有する作業（床掘作業等）

「B」中程度の体力を有する作業（砂利散布、敷ならし作業等）

「C」A、B以外の者

○能率区分 「1」能率の高い者

「2」普通の能率の者

イ 見舞金（1人当たり）

（単位 円）

区 分		年 度		47	48	49	50	51	
								甲	乙
夏 期	国			11248	12920	16378	19171	20263	22192
	県			4300	5300	7600	9000	10100	10100
	市			16202	21500	32002	44829	55007	55008
	計			31,750	39,720	55,980	73,000	85,370	87,300
年 末	国			27941	33440	41219	47893	50360	55131
	県			8150	12000	16000	17300	19200	19200
	市			27959	45000	67501	80007	94000	94000
	計			64,050	90,440	124,720	145,200	163,560	168,331

(3) 厚 生

ア 就職等奨励金

失業対策事業就労者の一般常雇用への就労又は自営開業を促進し、就労者の生活安定に寄与することを目的として、昭和39年10月1日より実施している。

贈与金 1人市より80,000円、県より50,000円（国 $\frac{1}{3}$ 、県 $\frac{2}{3}$ 負担）、計130,000円

就職等奨励金支給状況

区 分			年 度		4 7	4 8	4 9	5 0	5 1
熊本市	就 職 者	男	0	1	0	0	0	0	
		女	0	0	0	0	0		
	自営開業者	男	4	5	3	7	8		
		女	2	4	2	7	8		
	計		6	10	5	14	16		
熊本県	就 職 者	男	0	0	0	0	0		
		女	0	0	0	0	0		
	自営開業者	男	0	3	3	4	1		
		女	3	3	1	3	4		
	計		3	6	4	7	5		
合 計			9	16	9	21	21		

イ 共済会

失業対策事業に就労する労働者で組織する各組合員の互助共済及び福祉増進を計ることを目的として、昭和38年10月1日厚生会が設立された。

補助金 1ヵ月1人当たり100円

10 国民健康保険（昭和34年7月1日事業開始）

(1) 世帯数及び被保険者数

区 分 \ 年 度	47	48	49	50	51
総 世 帯 数	150,079	140,757	158,307	161,597	164,222
被 保 険 者 世 帯 数	52,825	53,824	53,938	55,210	57,427
加 入 率 (%)	35.20	38.23	34.07	34.15	34.97
総 人 口	452,558	470,547	468,134	476,266	483,307
被 保 険 者 数	152,317	152,360	151,875	153,506	157,657
加 入 率 (%)	33.66	32.37	32.44	32.22	32.62

(注) 総世帯数及び総人口は各年度3月31日現在

(2) 保険料賦課徴収状況

区 分 \ 年 度	47	48	49	50	51
現年度分					
調 定 額 (円)	869,809,182	1,110,291,320	1,441,955,101	2,181,066,470	2,531,462,180
収 入 済 額 (〃)	842,369,622	1,069,644,770	1,401,805,780	2,105,146,220	2,438,015,066
収 納 率 (%)	96.85	96.34	97.21	96.52	96.31
過年度分					
調 定 額 (円)	63,383,138	67,374,978	81,077,685	86,601,562	132,429,885
収 入 済 額 (〃)	20,043,158	21,276,494	26,866,555	25,805,546	39,861,050
収 納 率 (%)	33.75	31.58	33.14	29.80	30.10
計					
調 定 額 (円)	933,192,320	1,177,666,298	1,523,032,786	2,267,668,032	2,663,892,165
収 入 済 額 (〃)	862,412,780	1,090,921,264	1,428,672,335	2,130,951,766	2,477,876,116
収 納 率 (%)	92.81	92.63	93.80	93.97	93.02
賦 課 期 日	4月1日	4月1日	4月1日	4月1日	4月1日
徴 収 回 数	12	12	12	12	12
保 險 料 (税) 額					
被 保 険 者 1 人 当 り (円)	5,703	7,231	9,466	14,201	15,530
1 世 帯 当 り					
最 高 (〃)	80,000	80,000	120,000	120,000	150,000
最 低 (〃)	1,320	1,320	3,120	7,660	4,840
平 均 (〃)	16,499	20,591	28,564	39,627	44,334
保 險 料 (税) 率					
所 得 割 (%)	$\frac{325}{100}$	$\frac{345}{100}$	$\frac{364}{100}$	$\frac{46}{100}$	$\frac{48}{100}$
資 産 割 (%)	$\frac{18}{100}$	$\frac{18}{100}$	$\frac{18}{100}$	廃 止	—
均 等 割 (円)	1,236	1,818	2,400	5,500	5,800
平 等 割 (〃)	2,100	2,800	3,500	5,100	5,400
賦 課 割 合					
所 得 割 (%)	65.81	63.50	65.82	58.07	62.04
資 産 割 (%)	6.70	5.87	4.28	廃 止	—
均 等 割 (%)	17.35	19.88	19.71	31.50	28.39
合 計 (%)	10.14	10.75	10.19	10.43	9.57

(注) 昭和50年度より料制に移行

(3) 給 付 状 況

区 分 \ 年 度		47	48	49	50	51
給 割	世 帯 数 (割)	7	7	7	7	7
付 合	家 族 (〃)	7	7	7	7	7
療 諸	件 数	825,049	908,061	901,082	917,898	978,976
養 費	費 用 (円)	4364,631,695	5,693,994,621	7,761,566,503	9,255,255,839	11,683,816,278
助 産	件 数	2,117	2,140	2,030	1,951	1,866
費	費 用 (円)	21,170,000 (10,000)	21,400,000 (10,000)	39,460,000 (20,000)	76,200,000 (40,000)	74,640,000 (40,000)
育 児	件 数	1,082	1,134	1,041	460	11
費	費 用 (円)	1,278,600 (200×6ヵ月)	1,321,400 (200×6ヵ月)	1,209,600 (200×6ヵ月)	548,000 (200×6ヵ月)	13,200 (200×6ヵ月)
葬 祭	件 数	965	1,053	1,044	1,224	1,090
費	費 用 (円)	1,930,000 (2,000)	2,106,000 (2,000)	2,088,000 (2,000)	5,547,000 (5,000)	5,420,000 (5,000)
給 合	件 数	829,213	912,388	905,197	921,533	981,943
付 費 計	費 用 (円)	4389,010,295	5,718,822,021	7,804,324,103	9,337,550,839	11,763,889,478
はきあ施 ゆん りうま術	件 数	59,287	56,128	58,887	59,222	66,781
	費 用 (円)	10,078,790 (170)	10,163,240 昭48.4~12(170) 昭49.1~ (220)	15,898,740 (270)	20,725,140 (350)	28,048,020 (420)

(注) () 内は1件当り給付額。育児費は昭和50年度より廃止につき昭50.4.1以前の給付権発生分

(4) 診 療 費 ・ 諸 率

区 分 \ 年 度		47	48	49	50	51
受 診 率 (%)		537.89	587.58	585.96	587.82	611.58
1 件 当 り 日 数		4.3	4.4	4.3	4.2	4.2
1 件 当 り 費 用 額 (円)		5,304	6,292	8,663	10,196	12,085
1 人 当 り 費 用 額 (〃)		285.27	36,970	50,764	59,934	73,907
1 人 当 り 受 診 日 数		23	26	26	25	26
1 日 当 り 費 用 額 (〃)		1,238	1,425	1,985	2,402	2,877
1 世 帯 当 り 費 用 額 (〃)		82,526	105,280	142,461	167,248	203,200
出 生 率 (%)		1.39	1.39	1.33	1.27	1.18
死 亡 率 (〃)		0.63	0.69	0.69	0.80	0.69

(5) 納付組織

名 称 国民健康保険会

組 織 数 610

加入状況 100%

事 務 費 (保険会長の事務費)

○当該月に係る保険料を当該月の1日から翌月の4日までに完納したとき、保険料領収書1枚につき60円

○当該月に係る保険料を翌月の5日から翌月の10日までに完納したとき、領収書1枚につき30円

11 国 民 年 金（昭和34年8月22日事業開始）

（1）拠出年金被保険者状況

区 分 \ 年 度		47	48	49	50	51
被 保 険 者	強制加入者	64,752	64,718	71,657	74,897	74,261
	任意加入者	24,556	28,653	26,467	28,846	30,571
	計	89,308	93,371	98,124	103,743	104,832
保 免 除 料 者	法定免除者	2,950	2,834	2,890	3,108	3,185
	申請免除者	3,736	3,122	2,729	2,528	2,232
	計	6,686	5,956	5,619	5,636	5,417
免 除 率 (%)		7.4	6.3	5.7	7.5	7.3

（2）拠出制年金受給者及び支給年金額

区 分 \ 年 度	49		50		51	
	受給者	年 金 額	受給者	年 金 額	受給者	年 金 額
老 齢 年 金	2,410	239,227,761 ^円	8,801	1,454,282,096 ^円	11,297	2,171,357,300 ^円
通算老齢年金	139	10,388,373	284	22,714,248	526	43,089,500
障 害 年 金	296	93,762,360	341	130,830,900	394	177,012,000
母子・準母子年金	362	102,787,680	362	124,725,600	363	147,967,200
遺 児 年 金	25	5,076,648	23	5,576,100	21	7,014,000
寡 婦 年 金	57	3,600,424	75	58,650,811	93	8,504,900
計	3,289	454,843,246	9,886	1,743,994,025	12,694	2,554,944,900

（3）検認実施状況

区 分 \ 年 度	47	48	49	50	51
検認対象月数	781,411	821,059	910,337	958,960	1,011,231
検認実施月数	782,896	807,071	860,276	909,519	957,839
前 納 月 数	14,855	21,391	810	577	491
検 認 率 (%)	100.2	98.6	94.6	94.9	94.8

（4）納付組合（昭52.4.1現在）

納付組合設置数 525組合
 組 合 員 数 78,908人
 組 織 率 75%
 手 数 料 取扱い1ヵ月につき30円

(5) 福祉年金受給該当者状況

区分	年度	47		48		49		50		51	
老 齡		15,727	89.7%	19,706	91.4%	19,355	90.5%	17,919	88.8%	17,164	87.8%
障 害		1,724	9.8	1,785	8.3	2,008	9.4	2,232	11.1	2,358	12.1
母 子		85	0.5	58	0.3	32	0.1	14	0.1	14	0.1
準 母 子		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		17,536	100	21,549	100	21,395	100	20,166	100	19,536	100

(6) 福祉年金受給状況

区分	年度	49			50			51		
		全額支給	一部支給	計	全額支給	一部支給	計	全額支給	一部支給	計
老 齡	件 数	18,199	159	18,358	16,742	186	16,928	15,833	211	16,044
	金額(円)	1,597,922	7,592	1,605,514	2,410,812	15,388	2,426,200	2,564,946	13,103	2,578,049
障 害	件 数	1,966	4	1,970	2,176	4	2,180	2,273	7	2,280
	金額(円)	260,388	132	260,520	450,216	537	450,753	523,347	783	524,130
母 子	件 数	26	2	28	11	1	12	11	1	12
	金額(円)	3,101	83	3,184	2,069	131	2,200	2,371	142	2,513
計	件 数	20,191	165	20,356	18,929	191	19,120	18,117	219	18,336
	金額(円)	1,861,411	7,807	1,869,218	2,863,097	16,056	2,879,153	3,090,664	14,028	3,104,692

12 戸 籍 ・ 住 民

(1) 各種人口登録数

(各年度3月31日現在)

年度 区 分			50			51		
			本 庁	支 所	計	本 庁	支 所	計
住 民 登 録	人 口	男	169,668	59,027	228,695	170,242	62,582	232,824
		女	184,313	63,361	247,674	184,550	66,815	251,365
		計	353,981	122,388	476,369	354,792	129,397	484,189
外国人 登 録	世 帯 数	126,092	35,555	161,647	126,627	37,917	164,544	
	人 口	1,102		1,102	1,123		1,123	
配 給	人 口	消費	353,981	97,010	450,991	354,792	105,464	460,256
		生産		24,366	24,366		24,191	24,191
		計	353,981	121,376	475,357	354,792	129,655	484,447
	世 帯 数	消費	126,092	30,038	156,130	126,627	32,891	159,518
		生産		4,998	4,998		4,896	4,896
		計	126,092	35,036	161,128	126,627	37,787	164,414

(2) 各種事務受理件数

年度 区分			50			51		
			本 庁	支 所	計	本 庁	支 所	計
戸 籍	出 生		7,313	1,801	9,114	7,185	1,831	9,016
	死 亡		2,532	412	2,944	2,440	429	1,869
	婚 姻		3,171	797	3,968	2,936	743	3,679
	離 婚		542	105	647	606	110	716
	転 籍		1,311	403	1,714	1,317	382	1,699
	認 知		78	4	82	79	8	87
	養子縁組		214	57	271	209	55	264
	養子離縁		36	7	43	51	7	58
	入 籍		322	59	381	389	76	465
	分 籍		55	7	62	43	9	52
籍	そ の 他		549	141	690	757	191	948
	計		16,123	3,793	19,916	16,012	3,841	18,853
住 民 登 録	転 入		18,531	4,708	23,239	17,681	4,635	22,316
	転 出		17,449	4,003	21,452	16,964	4,019	20,983
	転 居		19,231	6,930	26,161	19,721	7,218	26,939
	そ の 他		15,047	2,446	17,493	14,794	2,046	16,840
印 鑑 登 録	計		70,258	18,087	88,345	69,160	17,918	87,078
	新 規		15,136	5,470	20,606	14,653	4,862	19,515
	改 印		8,115	2,538	10,653	7,810	2,767	10,577
	廃印その他		10,285	1,783	12,068	11,259	2,664	13,923
外 国 人 登 録	計		33,536	9,791	43,327	33,722	10,293	44,015
	新 規		156		156	165		165
	変更その他		1,051		1,051	1,071		1,071
人 録	計		1,207		1,207	1,236		1,236

(3) 各種証明取扱枚数

年度 区分		本 庁			支 所			計		
		有 料	無 料	計	有 料	無 料	計	有 料	無 料	計
50	戸 籍 関 係	119,001	7,297	126,298	39,378	1,970	41,348	158,379	9,267	167,646
	住民票関係	169,247	6,906	176,153	58,245	1,412	59,657	227,492	8,318	235,810
	印 鑑 証 明	282,650	741	283,391	94,776	379	95,155	377,426	1,120	378,546
	転出証明書	17,872	136	18,008	3,967	3	3,970	21,839	139	21,978
	その他証明関係	21,505	3,460	24,965	4,170	171	4,341	25,675	3,631	29,306
	埋火葬許可証		2,532	2,532		394	394		2,926	2,926
	計	610,275	21,072	631,347	200,536	4,329	204,865	810,811	25,401	836,212
51	戸 籍 関 係	83,396	4,675	88,071	25,060	1,461	26,521	108,456	6,136	114,592
	住民票関係	178,646	6,168	184,813	62,283	1,216	63,499	240,928	7,384	248,312
	印 鑑 証 明	274,298	641	274,939	100,235	263	100,498	374,641	904	375,543
	転出証明書	17,299	119	17,418	4,131	2	4,133	21,430	121	21,551
	その他証明関係	27,153	2,246	29,399	5,720	159	5,879	32,873	2,405	35,278
	埋火葬許可証		2,430	2,430		414	414		2,844	2,844
	計	580,791	16,279	597,070	197,537	3,515	201,052	778,328	19,794	798,122

13 住 民 組 織

(1) 町内自治会の結成状況

年	学 校 区	自治会(A)	組 数	文書配布世帯数(B)	文書配布世帯数平均 $\frac{(B)}{(A)}$	結成率(%)
48	50	483	11,399	135,673	280	100
49	51	490	11,440	139,653	287	100
50	51	503	11,859	140,000	278	100
51	51	503	12,500	145,000	288	100
52	53	513	13,060	147,000	287	100

(2) 委託事務内容

広報紙（市政だより等）、回覧文書、一般文書（印刷文書）の配布事務

(3) 文書配布委託料 一世帯 月 30円

(4) 補 助 金

- 町内自治振興補助金として、町内自治の振興を図り、健全な自治活動に資するための補助金であり、次の基準により交付する

町 内 自 治 補 助 金	金 額
200世帯以下の町内	年 38,000 円
201世帯以上400世帯以下の町内	43,000
401世帯以上の町内	48,000

- 町内防犯燈補助金として、防犯燈を管理する町内自治会等の地域団体に対して、補助金を交付する

防犯燈数 52年度 約11,600燈

補助基準 1燈につき年額1,200円

14 住居表示整備事業実施状況

(昭 52. 4. 1現在)

種別 区分	整 備 区 域	面 積	世 帯 数	実 施 期 日
1 次	東子飼町 西子飼町 井川淵町 北千反畑町 南千反畑町 南坪井町 草葉町 上林町 城東町 上通町 水道町 手取本町 安政町 中央街 花畑町 下通1丁目 下通2丁目 新市街 桜町 辛島町 紺屋今町	1.2 8	6,576	40. 4. 1
2 次	妙体寺町 坪井1～3丁目 本丸 千葉城町 二の丸 宮内 古城町 古京町 新町1～4丁目	1.6 1	4,695	40.11. 1
3 次	新屋敷1～3丁目 大江1～6丁目	1.6 2	4,745	41. 7. 1
4 次	新大江1～2丁目 大江2丁目(追加) 大江本町 白山1～3丁目 岡田町 菅原町 九品寺1～6丁目 本荘2～4丁目 南熊本1～3丁目	1.9 7	8,838	42. 7. 1
5 次	本荘5～6丁目 南熊本4～5丁目 二本木1～5丁目 春日1～2丁目 田崎本町	1.2 1	6,810	43. 11. 1
6 次	迎町1～2丁目 弥生町 琴平1～2丁目 琴平本町 南熊本5丁目(追加) 内坪井町 壺川1～2丁目 京町1～2丁目 京町本丁 上熊本1～2丁目 段山本町 春日3～5丁目	2.3 3	8,147	44. 8. 1
7 次	水前寺1～6丁目 水前寺公園 神水1丁目 上京塚町 京塚本町 九品寺1丁目(追加) 本荘1丁目	2.5 2	8,980	45.10. 1
8 次	坪井4～6丁目 薬園町 子飼本町 室園町 黒髪1～8丁目 上水前寺1～2丁目	2.8 4 (町界町名変更のみ1.65)	11,232	47. 4. 1
9 次 (前期)	国府1～4丁目 国府本町 出水1～8丁目 江津1～2丁目 八王寺町 萩原町	2.3 6 (町界町名変更のみ2.22)	8,762	47.12. 1
9 次 (後期)	神水本町 湖東1～3丁目 新生1～2丁目 水源1～2丁目 栄町 南町 広木町 若葉1～6丁目	2.6 7 (町界町名変更のみ0.11)	8,888	48. 8. 1
10次	津浦町 出町 稗田町 池田1～4丁目 池亀町 花園1～7丁目 上熊本3丁目 島崎1～7丁目 戸坂町	7.5 3 (町界町名変更のみ6.06)	14,965	49.10. 1
11次	新大江3丁目 神水2丁目 尾ノ上1、2丁目 錦ヶ丘 健軍1、2、4、5丁目 清水本町 清水東町 清水亀井町 八景水谷1、2丁目	3.8 7	10,668	50.10. 1
12次	帯山1～5丁目 保田窪1、2丁目	1.2 1	4,703	51.10. 1
13次	大江町大字大江の全域 大江町大字本、大江町大字渡鹿の各一部	0.9 7		52.10. 1 (予定)

15 交通安全対策

(1) 交通安全対策事業

ア 交通安全教育の普及徹底

安全教育

学校、町内会、各種団体において、講演会、映写会、座談会、実技指導を年間を通して実施している。

交通指導員制度

昭和44年10月1日に発足し、現在委嘱されている交通指導員数は248人で、1日、10日、20日の交通安全の日及び春秋の交通安全運動期間中、朝の通学通園時に街頭指導を行うとともに地域における中核的指導者として交通安全に関する諸活動の指導にあたる。

待遇

- 無報酬で年間2,000円程度の記念品を贈る
- 装備品の貸与…夏冬服上下・旗・笛・胸章・腕章・手袋・市章ワッペン・雨衣・帯革・ヘルメット
- 公務災害の補償を適用する

交通安全運動の推進

春秋の全国交通安全運動にとどまらず、年間を通じて季節的事故防止運動を推進している。

- 交通安全対策車による呼びかけ、市政だより・パンフレットの配布、ポスター・懸垂幕・写真・標語の掲示等による広報活動
- 現地検討会、巡回パトロール、演劇会等交通安全に関する一連の催物
- 安全教育の集中的実施

母の会の結成

母親に一家の交通事故防止の主役的役割をはたしてもらうため、各地域ごとに交通安全母の会の結成をはかる。

結成数

13グループ

主な活動

- 母親が交通ルールやマナーを身につけるための交通安全学習会を開催
- 家族の交通安全について、母親がリーダーシップをとり、時にふれ注意を促す
- 地域の交通安全活動について率先し、参加協力する

イ 道路環境の整備促進

市民の交通安全施設設置要望の総合窓口となり、要望の早期実現のため、関係機関に積極的に働きかけ市民と関係機関のパイプ役を果たすとともに、現在はスクールゾーン内の交通安全施設の整備に特に力を入れ、関係機関と一体となって取り組んでいる。

ウ 救済活動

交通事故による被災者を救済するため、交通災害共済事業及び交通事故相談所を開設。

エ 交通遺児援助基金の設立

昭和48年度から交通遺児で、小学校、中学校に入学するものに就学援助金を支給するため総額1,270万円の基金を積立てている。

オ 市営花畑駐車場

所在地 熊本市花畑町4番18号

経営主体 熊本市

開設年月 昭和47年1月

総工費 77,000千円

規模 鉄筋コンクリート構造、地下1階、地上1階

総面積 2,568㎡

収容台数 82台 {地下 41台
地上 41台}

駐車料金

料金区分		車両区分	普通自動車 小型自動車	軽自動車
普通料金	基本料金 30分未満		100 円	50 円
	超過料金 30分以上30分につき		50	50
特別料金	30 分		25	20

(注) 普通料金……午前8時から午後11時までの間に入庫し、出庫するもの

特別料金……午後5時以降に入庫し、翌日の午前5時から午前8時までの間に
出庫するもの

営業概要

(昭和51年度)

区分	車両	普通自動車	軽自動車	合計
台数(台)		102,045	20,455	122,500
収入(円)		36,561,950	5,565,940	42,127,890
1台当り平均収入(円)		358	272	344

カ 救済事業の拡充強化

交通事故相談 昭和42年7月開設。相談事項に応じた解決法を教示していたが、47年4月新たに事故相談所を開設し、専門相談員2名による毎日の相談業務のほか毎週木曜日には弁護士を招き法律上の特別相談を行っている。

交通事故相談件数

年	件 数	内 訳		利 用 者		
		被 害 者	加 害 者	市 内	県 内	県 外
47	951	763	188	869	76	6
48	825	485	148	761	63	1
49	551	401	150	509	42	0
50	653	500	153	606	47	0
51	1,067	798	269	995	72	0

相談内容別件数

(昭和51年度)

相 談 内 容	賠償責任者	賠償額の算定	過失程度	示談の仕方	示談後の変更取消	債務不履行	自賠保険請求等	労災社会保険使用	訴訟調停の利用	身体障害の更生	生計の維持	福祉施設利用	各種援護措置利用	電話による応接	その他の
相談件数	23	99	30	259	5	1	172	41	48	1	2	0	3	366	17

(2) 交通安全施設等設置状況

年 度 工 種	47		48		49		50		51	
	延長又は カ所	事業費	延長又は カ所	事業費	延長又は カ所	事業費	延長又は カ所	事業費	延長又は カ所	事業費
歩 道	5,519.2m	57,960	11,994.45m	105,308	7,131.9m	82,703	8,296m	97,680	4,822m	69,216
横断歩道橋					2カ所	7,148				
道路照明			12基	1,600			20基	3,050	6基	811
防護柵	3,970.5m	11,040	7,357.9m	12,450	3,903.8m	17,276	4,699m	29,917	7,011m	50,746
中央分離帯										
交差点改良	1カ所	400	1カ所	2,194	1カ所	1,775	1カ所	3,100	5カ所	10,245
視界改良							2カ所	3,228	1カ所	4,350
区画線	2,950m	640	18,897.9m	4,800	10,734.5m	32,224	19,866m	5,600	31,052m	10,465
バス停車帯			1カ所	2,781	1カ所	4,528	1カ所	120		
道路標識	208基	1,262					8基	400	10基	5,863
道路反射鏡	87基	3,257	93基	3,690	71基	3,700	169基	4,438	149基	3,982
歩道舗装										
視線誘導標										
踏切構造改良	4カ所	4,089			4カ所	9,876	3カ所	2,442		
自転車道					596.5m	8,673	573m	6,308		
計	—	78,648	—	132,913	—	138,903	—	156,283	—	155,678

(3) 交通災害共済事業

施行年月日 昭和43年4月1日

方 式 市 直 営

共 済 期 間 加入日の翌日から翌年3月31日まで(年度区分)

ア 加入状況

年 度	区 分	加 入 者	会 費 収 入
47		62,180	29,101,055 円
48		64,980	30,402,010
49		70,975	33,201,600
50		78,397	36,668,350
51		103,619	48,401,235

(注) 50年度加入者中会費免除(生保)29人を含む

イ 会 費

(昭45.4.1改正)

共 済 期 間	中学生以下	一 般
	円	円
4月1日から翌年3月31日まで	360	500
7月1日から翌年3月31日まで	300	420
10月1日から翌年3月31日まで	240	340
1月1日から 3月31日まで	180	260

(注) 生活保護を受けている者の加入は会費免除(共済見舞金は市負担)

小学1年生の会費は市負担(昭和52年4月より実施)

ウ 共済見舞金

(昭52.4.1改正)

等級	傷 害 の 程 度	共 済 見 舞 金 基 準 額	
		入 院	通 院
1	死亡した場合	1,000,000円以内	1,000,000円以内
2	全治6ヵ月以上の傷害をうけた場合	150,000 "	100,000 "
3	全治5 " "	110,000 "	80,000 "
4	全治4 " "	80,000 "	60,000 "
5	全治3 " "	60,000 "	40,000 "
6	全治2 " "	40,000 "	25,000 "
7	全治1 " "	25,000 "	15,000 "
8	全治1ヵ月未満の傷害をうけた場合 (ただし、1週間未満の入院の場合は、通院とみなす)	15,000 "	10,000 "

(注) 会員以外の者(市内居住)が交通事故により死亡したときは、弔慰見舞金5,000円(市負担)を支払う

エ 給付状況

(昭和51年度)

等 級		見舞金額	件 数	支給金額
1		700 千円	8	5,480 千円
2	入院	120	11	1,070
	通院	80	7	560
3	入院	100	6	600
	通院	70	14	964
4	入院	70	8	560
	通院	50	18	874
5	入院	50	40	1,990
	通院	30	35	1,040
6	入院	35	63	2,205
	通院	20	67	1,334
7	入院	20	109	2,180
	通院	10	194	1,916
8	入院	10	133	1,330
	通院	6	299	1,794
弔慰見舞金		5	1	5
計	入院		378	15,415
	通院		634	8,482
	計		1,013	23,902

(4) 市内交通事故の推移

区分 年	人 身 事 故		死 者		負 傷 者	
	実 数	指 数	実 数	指 数	実 数	指 数
47	5,073	100	48	100	6,391	100
48	4,181	82	51	106	5,156	81
49	3,182	63	33	69	3,902	61
50	3,349	66	25	52	4,109	64
51	3,175	63	18	38	3,904	61